

八戸市農業委員会 11月総会議事録

日時：令和7年11月12日（水）午後3時

場所：八戸市公民館1階 講義室

出席委員

農業委員 19名中 17名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 欠	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 欠
9 番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悅子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 (欠員)	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 斎藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文

主幹 風張 陶子、主事 和山 翔紀、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平

農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	<p>事務局の久保から御報告いたします。</p> <p>本日は、内沢委員、松橋委員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。</p> <p>次に、本日の議案のうち、議案第 40 号、令和 7 年度第 7 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇推進委員が当事者となっている事案がございます。</p> <p>〇〇推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。</p>
久保事務局長	<p>それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。</p> <p>唱和は全員ご起立の上、磯嶋榮助推進委員の御発声に続いてお願ひいたします。</p>
	<p>【憲章唱和】</p>
久保事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、先ほどの農業者年金の講習もおつかれさまでした。</p> <p>それと、先月の視察研修おつかれさまでした。直接現地を見聞きする視察は、すばらしい勉強の場であります。次回も、多くの委員の方々に参加していただければと思っております。</p> <p>それから、毎日、熊の出没被害のニュースがあります。どうぞ、日々の作業、</p>

いざとなつたらどうするということを考えながら過ごしていただければと思います。

それでは、本日の議事につきましても、慎重に御審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願ひいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、4番 外館 政博 委員、5番 明戸 政勝 委員の両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第39号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

河原木推進委員

河原木から報告いたします。去る10月28日、松橋農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号51番と番号52番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、

	耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。
3条 51 番	はじめに番号 51 番について報告します。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はいずれもありません。通作距離は約 2 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 15 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバインを各1台所有しています。
3条 52 番	続きまして、番号 52 番について報告いたします。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、きゅうり、ナス、枝豆です。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約 1.5 km、耕作道はありませんが、隣接している土地の所有者より通行承諾を得ております。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、草刈機3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。
	調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。
橋推進委員	以上で報告を終わります。
	続いて、橋から報告いたします。去る 10 月 28 日、松橋農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号 53 番を調査してまいりました。
	渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。
3条 53 番	調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、渡人

が受人の取締役となっております。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、畑では牧草、採草放牧地では馬を飼育予定です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人が令和6年10月に畑を新規就農のため取得しております。通作距離は0kmで申請地に隣接する拠点からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験はありませんが、農業経験がある役員が従事することです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は3人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男2人です。農機具保有状況は、軽ダンプ2台、ホイールローダー、軽トラックを各1台、馬12頭を導入予定となっております。

なお、この案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

下館推進委員

下館から報告いたします。去る10月28日、森農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号54番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条54番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者となっております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はいずれもありません。通作距離は約3kmで申請地近くの拠点からの距離となっております。耕作道があり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は15年で、地

	<p>域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人です。農機具保有状況について、田植機、トラクター、軽トラックを各1台所有しています。</p> <p>調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
橋推進委員	<p>橋から報告いたします。去る10月28日、森農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号55番を調査してまいりました。</p> <p>渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。</p>
3条55番	<p>調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約500m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は30年で地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、兼業者です。農機具保有状況は、トラクター3台、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。</p> <p>調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
下館推進委員	<p>下館から報告いたします。去る10月28日、森農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号56番を調査してまいりました。</p> <p>渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。</p>
3条56番	<p>調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎ、ナツハゼ、ブルーベリーです。申請者の過去3年間における農地</p>

松石推進委員

3条 57 番

の取得・売却事例はいずれもありません。通作距離は約 57 km、耕作道はあり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 2 人、女 1 人で、うち兼業者は男 2 人です。農機具保有状況について、軽トラック、4 t トラック、トラクターを各 3 台、2 t トラックを 1 台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

松石から報告いたします。去る 10 月 28 日、松橋農業委員と市庁本館地下会議室 Bにおいて、番号 57 番を調査してまいりました。

貸人の住所、氏名、年齢及び借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、貸人が借人の代表取締役となっております。態様別は、令和 16 年 12 月 31 日までの解除条件付使用貸借です。

なお、解除条件付の使用貸借とは、農地所有適格法人以外であって、農地法第 3 条第 3 項の規定により例外的に許可をされる法人が、農地を適正に利用していない場合に貸人から一方的に契約を解除されることが条件となっている使用貸借のことです。

申請理由は、借人は新規就農、貸人は法人に移行するためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、水稻、ぶどうです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、貸人が令和 7 年 6 月に畑を、令和 7 年 7 月に田、畑をそれぞれ取得しております。通作距離は約 500m、耕作道について、田んぼについてはありませんが、隣接している借人の所有地を通じて耕作予定とのことです。借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化について、面積 9,180 m² の樹園地及び面積 6,602 m² の樹園地のみあり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 48 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は 4 名で、うち農業専従者は男 2 人、女 1 人、兼業者は女 1

河原木推進委員

3条 58、59 番

3条 60 番

人です。農機具保有状況は、トラクター2台、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木から報告いたします。去る10月28日、松橋農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号58番から番号60番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号58番、番号59番は受人が同一のため、一括して報告いたします。

調査には、いずれも受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係はいずれも知人です。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人はいずれも新規就農のため、渡人は、いずれも労力不足のためです。申請地の貸付けは、いずれもありません。申請地における受人の作付計画は、いずれも麦です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも通作距離は約20mで、申請地近くの拠点からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化について、番号58番のみあり、休耕地・山林地なしです。農業経験はありませんが、近隣の農家から教わりながら耕作することです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、播種機各1台を購入予定とのことです。

続きまして、番号60番について報告いたします。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありますが、令和7年10月2日付での合意解約の通知書が添付されております。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化な

し、休耕地・山林地なしです。農業経験は7年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は6人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター5台、コンバイン4台、トラック、田植機を各3台所有、ドローン2台、トラック1台を導入予定とのことです。

なお、この案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第40号、令和7年度第7号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

田中主事

農業経営振興センターの田中から、議案第 40 号令和 7 年度第 7 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。

資料の 5 ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 3 件、使用貸借 8 件の計 11 件で、借り手及び貸し手の人数は、借り手 9 名、貸し手 11 名で、利用権設定面積は合計 42,886 m²でございます。

番号 1 番から番号 11 番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。

資料の 5 ページをお開き願います。

促進計画 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、ナガイモを作付けするために 3 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 5,000 円でございます。

促進計画 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 3 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 3 番

番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 4 番

番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円でございます。

促進計画 5、6 番

番号 5 番と 6 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 7 番

次ページをお開き願います。

番号 7 番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 3,000 円でございます。

促進計画 8 番

番号 8 番、利用権の種類及び内容は、ニンニクを作付けするために 2 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 9、10 番

番号 9 番と 10 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の

種類及び内容は、そばを作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 11 番

番号 11 番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

県による公告年月日は令和 8 年 1 月 30 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適當」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 41 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

森委員

森から報告します。去る 10 月 28 日、松橋委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 13 番を調査してまいりました。資料の 7 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条 13 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、祖父と孫です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、農地転用許可日から令和8年3月31日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが、事前相談済みです。埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、住宅建築部分に盛土をします。排水については、合併浄化槽及び浸透耕を設置し、既存の水路に放流します。立地条件は、八戸市立轟木小学校から北西側約450mに位置し、田、原野、水路に囲まれ、水路を越えて市道に接続しています。水路の使用については、市川土地改良区からの同意書が添付されております。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられるためです。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第5 会長	<p>次に、日程第5、報告第45号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。</p>
大橋主事	<p>事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の11月分でございます。資料の9ページをお開き願います。</p> <p>権利取得者及び前権利者の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
相続等132～144番	<p>今回の届出は、資料9ページの番号132番から資料13ページの番号144番までの計13件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。</p> <p>なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料10ページの番号135番は有り、その他は無しとなっております。</p> <p>いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑等なしと認めます。</p>
日程第6 会長	<p>次に、日程第6、報告第46号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。</p>
栗村主事	<p>事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の撤回の10月分でございます。資料の15ページをお開き願います。</p> <p>申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のと</p>

5条届出撤回3番

おりでございます。

番号3番 転用目的は住宅1棟建築で、令和7年1月31日付けで受理通知書を交付しておりますが、撤回理由は、売買契約合意解除のためでございます。

申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第7

次に、日程第7、報告第47号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について及び日程第8、報告第48号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事

事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の10月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条12番

番号12番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 104 番	番号 104 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 105 番	番号 105 番、転用目的は動物病院 1 棟建築でございます。
5条 106 番	番号 106 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条 107 番	番号 107 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 108 番	番号 108 番、転用目的は共同住宅 2 棟建築でございます。
5条 109 番	番号 109 番、転用目的は店舗兼住宅 1 棟建築でございます。
	次ページを御覧願います。
5条 110～112 番	番号 110 番、番号 111 番、番号 112 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 113 番	番号 113 番、転用目的は、住宅 1 棟建築でございます。
5条 114 番	番号 114 番、転用目的は、共同住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
日程第 8	次に、日程第 9、報告第 49 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
風張主幹	事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 10 月分でございます。資料の 23 ページを御覧願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載の

18条 29番

とおりでございます。

番号 29 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなつております。

18条 30番

番号 30 番は、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなつております。

受理通知年月日は、令和7年11月18日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時58分)